古都保存のあり方検討小委員会報告 骨子(案)

目次

- 1. はじめに
- 2. 古都保存・歴史まちづくりの現状
 - (1) 古都保存の現状
 - 1) 自然的環境の変化
 - 2) 保存活動の担い手の変化
 - 3) 景観の変化
 - (2) 歴史まちづくりの現状
 - 1) 歴史資源の保全・活用
 - 2) 歴史まちづくりの景観形成や地域活性化への波及
 - 3) 歴史まちづくりの普及
- 3. 古都保存・歴史まちづくり制度の課題
 - (1) 現行の古都保存制度の課題
 - 1) 自然的環境の変化への対応
 - 2) 担い手の確保
 - 3) 景観の変化への対応
 - (2) 現行の歴史まちづくり制度の課題
 - 1) 歴史資源の更なる活用
 - 2) 良好な景観形成、地域活性化への寄与
 - 3) 歴史まちづくりの普及・拡大
 - 4) 第一期計画の適切な評価
- 4. 今後の古都保存・歴史まちづくり施策のあり方
 - (1) 古都保存施策の今後のあり方
 - 1) 自然的環境の変化への対応
 - 2) 担い手の確保
 - 3) 景観の変化への対応
 - (2) 歴史まちづくり施策の今後のあり方
 - 1) 民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史資源の保全・活用
 - 2) 良好な景観形成・地域活性化の促進
 - 3) 歴史まちづくりの普及啓発の推進
 - 4) 適切な評価による施策の充実

1. はじめに

- 古都保存制度により、これまで歴史的風土の保存に当たって重要な場所を面的に確保するなどの成果
- また、古都保存の取組の全国展開として生まれた歴史まちづくり法に ついても、その取組が全国的に拡大してきている状況
- 50 年を経過した古都保存の取組の後世への継承や、間もなく 10 年を 迎える歴史まちづくりと景観・観光等の関連分野との連携など、両施 策の今後のあり方について、展望する時期に来ている

2. 古都保存・歴史まちづくりの現状

- (1) 古都保存の現状
- 1) 自然的環境の変化
 - 歴史的風土を構成する自然的環境について、マツ枯れ、ナラ枯れ等の 病虫害やシカによる食害が発生
 - 〇 市街化の進展に伴い、歴史的風土保存区域内の斜面地等の周辺では土 砂崩落等の被害への対応が増加

2) 保存活動の担い手の変化

- 歴史的風土を構成する樹林地や農地の所有者の高齢化
- 〇 行政だけでなく、地元ボランティア団体や企業等民間主体も、歴史的 風土の保存活動に参画

3) 景観の変化

〇市街化の進展に伴い、市街地内の景観や市街地からの眺望景観等、古都 指定都市全体の景観が変化

(2) 歴史まちづくりの現状

- 1) 歴史資源の保全・活用
 - 歴史的建造物について、各地で空き家化、滅失が進んでいる
 - 自治体が買入れ、一般公開している場合もあるが、対応に限界
 - 民間主体による観光や地域活性化のための歴史資源の活用が進捗

2) 歴史まちづくりの景観形成や地域活性化への波及

○ 景観計画の策定や独自の屋外広告物条例の制定を行う認定都市が多い。

○ 観光客が増加している認定都市もある

3) 歴史まちづくりの普及

- 歴史まちづくり法に基づく認定都市が年々増加しており、現在 50 都 市に達している

3. 古都保存・歴史まちづくり制度の課題

- (1) 現行の古都保存制度の課題
- 1) 自然的環境の変化への対応
 - これまでの区域指定による土地利用規制と県市の土地の買入れは歴 史的風土の保存に大きな役割を果たしてきているものの、買入れ地の 増加により管理水準は低下
 - 樹林地等の管理(病害虫対策等)に関して、全国的な施策(農林施策 や環境関連施策)の活用が一部で見られるものの、活用の広がりは不 十分
 - 斜面地等の安全対策として、大規模な法面対策も実施可能だが、高コストで景観への配慮も難しい。また、自治体独自に緊急措置として樹木の伐採を行う場合もあるが、抜本的な対策に至らず

2) 担い手の確保

- 地域や産業の中で自然的環境を利用する仕組みも含めて、土地利用規制のみでなく、法の趣旨に合った形で活用する発想が必要
- 〇 地元ボランティア団体や企業等民間主体の取組はまだ一部の買入れ 地に限定されており、より一層の拡大が必要
- 会員の高齢化もあり、一部のボランティア団体では会員を集めること に苦労しており、会員募集に工夫が必要
- O 作業小屋や水道など、ボランティアが円滑に活動するために必要な施設が不十分
- 歴史的風土の保存に対し、寄付や社員の派遣等により協力している企業があるが、こうした企業をさらに増やしていくことが必要
- 買入れ地を管理するに当たって中間的にコーディネートをする主体 が重要
- また、担い手の確保などに当たって、古都保存の取組の成果などについて広く発信することが重要

3) 景観の変化への対応

- 歴史的風土保存区域外の市街化による景観の変化への対応として、統 一的な景観形成への配慮が必要
- その際、古都保存法だけでなく景観法などの他の制度とうまく組み合わせてトータルでその地域の景観を考えていくことが重要

(2) 現行の歴史まちづくり制度の課題

1) 歴史資源の更なる活用

- 認定計画に基づき歴史資源の保全や周辺整備は進められているもの の、歴史的建造物の公有化には限界があり、民間主体による保全・活 用を一層促進することが必要
- 空き家の活用なども含めて、歴史資源の活用に当たっては、地元の理解・協力や、建築士会などの専門家や歴史資源の高付加価値化ができる団体との連携も重要

2) 良好な景観形成、地域活性化への寄与

- 計画認定以前からの息の長い取組が、観光面などで評価を受けており、 継続的な取組とすることが重要
- 景観面の効果は見られるものの、地域の魅力を更に高めていくために は、景観施策の充実を一層促すことが必要
- その際、核となる文化財の周辺の景観や、眺望景観に配慮することが 重要
- 歴史資源を活用した観光の促進にあたっては、外国人観光客向けの多言語案内サイン等の整備や、駐車場の確保など、観光客の増加に対応した環境整備が必要
- 歴史資源の保全活動や伝統行事の復活等、地域住民の自主的な取組が 広がりつつあり、その拡大・継続を促進することが必要
- 歴史的風致は市町村界をまたぐものも想定され、広域的な歴史まちづくりを検討することも重要

3) 歴史まちづくりの普及・拡大

- 認定都市の増加に伴い、地域ブロック単位では首長会合の開催、防災 面の協力、イベント開催などの広域連携の取組が広がりつつあり、更 なる拡大が重要
- 認定都市の取組の意義・成果をより積極的に周知し、歴史まちづくり

の認知度を向上することが必要

4) 第一期計画の適切な評価

〇 平成 20 年度の第一次認定より 7 年が経過し、間もなく計画期間(概ね 10 年)が満了する認定都市が出てくるが、第二期の計画策定に当たっては、これまでの第一期計画の評価を的確に実施し、その結果を踏まえた施策を継続・充実することが必要

4. 今後の古都保存・歴史まちづくり施策のあり方

- (1) 古都保存施策の今後のあり方
- 1) 自然的環境の変化への対応
 - 〇 全国的な樹林保全施策等との連携強化
 - ・農林・環境関連の樹林保全施策等の一層の活用による病害虫やシカによる被害の対策の促進
 - コストや景観に配慮した新技術の導入促進
 - ・斜面地等の安全対策において、岩質強化処理工法等、低コストで景観 に配慮した技術の導入促進

2) 担い手の確保

- 〇 市民団体等との協働の推進
 - ・歴史的風土の保存活動に自主的に取り組む市民団体等を公的に位置づけ、その活動を促進
 - ・市民団体等が円滑に活動を行うことが出来るよう、活動の拠点や、活動に関する広報などの機能を有する施設の整備を支援
- 民間企業の社会貢献活動との連携促進
 - ・歴史的風土の保存活動に民間企業が参加しやすい枠組みの構築 (Ex: 古都保存プロジェクト (仮称)・参加企業の PR)
- 3) 景観の変化への対応
 - 〇 古都全体の統一的な景観保全
 - ・歴史的風土を核とした景観計画・景観条例の活用による景観に関する 統一的なルールの策定・実施
- (2) 歴史まちづくり施策の今後のあり方
- 1) 民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史資源の保全・活用
 - ・歴史的建造物の保全・活用について、クラウドファンディングや民

都機構等の活用による民間資金の活用を促進

- ・まちづくり関連団体や、建築、造園などの関係分野の地域の専門家 等との連携を促進
- 歴史的風致形成建造物や歴史的風致維持向上地区計画の活用促進

2) 良好な景観形成・地域の活性化の促進

- ・計画認定に合わせた景観計画策定や屋外広告物の独自条例制定との 連携強化
- ・景観形成、観光振興、地域住民の自主的取組など、先進的な取組を 行う都市の取組をテーマごとにわかりやすく PR
- ・景観・観光面でモデル地域を設定し、景観に関する統一ルールの策 定や観光客の受入れ環境整備などを重点的に支援
- ・流域や街道などを中心とした市町村界にとらわれない広域的な歴史 文化を活かした地域づくりに関するモデル的取組を支援

3) 歴史まちづくりの普及啓発の推進

- 〇 認定都市の広域連携の更なる促進
 - 「歴史まちづくりサミット」等の広域連携の推進
 - 行政機関、地域住民、民間事業者、市民団体等歴史まちづくりに 携わる関係者のノウハウの共有、ネットワーク化の推進
 - ・ 歴史まちづくりの成果やノウハウの整理と全国への効果的な PR、この際、フォトコンテスト等、国民の関心を集めるような取組も 実施

4) 適切な評価による施策の充実

- 〇 次期計画策定に向けた評価
 - 計画終了時に成果と課題を的確に評価した上で第二期計画に反映
 - ・計画策定当初の目的を踏まえた項目を認定都市ごとに選択する仕組 みなど、既存のレビューを活用しながら、いかに街の魅力が向上し たか、第一期計画で何がどうして出来なかったかを評価
 - ・継続的な取組につなげるための定点モニタリングとその検証